

監理技術者等の兼務に係る取扱いについて

令和6年12月13日施行の建設業法(以下「法」という。)及び建設業法施行令(以下「令」という。)改正に伴い、主任技術者、監理技術者及び監理技術者補佐(監理技術者の職務を補佐する者)(以下「監理技術者等」という。)の兼務に係る取扱いを次のとおりとします。

1 監理技術者等の兼務に係る取扱い

法第26条第3項の規定に基づき、工事請負金額が一定金額以上の工事については工事現場毎に専任の技術者の配置を定めていますが、上記法令改正により、情報通信技術を利用すること等を要件とする専任義務の緩和規定(以下「法第26条第3項ただし書き」という。)が新たに設けられました。

上記の法令改正等を踏まえ、監理技術者等の兼務に係る取扱いを別紙のとおり定めます。

なお、本通知では「監理技術者制度運用マニュアル(国土交通省)」に 倣い、法第26条第3項ただし書及び同項第1号による場合を「専任特例1号」、同項第2号による場合を「専任特例2号」と呼びます。

2 兼務できる項目及び取扱い

(1) 主任技術者の兼務について(様式第11-1-2)

令第27条第2項に伴う取扱いの変更はありません。

要件等については別紙1をご確認ください。

(2) 専任特例1号による兼務について(様式第11-1-3)

各建設工事の請負代金の額が1億円未満(建築一式工事の場合は2億円未満)かつ法令規則で定める要件を満たす場合、2件の工事現場を兼務することができます。

要件等については別紙2をご確認ください。

(3) 専任特例2号による兼務について(様式第11-1-4)

工事現場毎に監理技術者補佐を専任で置くことを要件とし、2件の工事現場を兼務することができます。

要件等については別紙3をご確認ください。

(4) 営業所技術者等の兼務について(様式第11-1-5)

建設工事の請負代金の1億円未満(建築一式工事の場合は2億円未満)かつ法令規則で定める要件を満たす場合、営業所技術者又は特定営業所技術者(以下「営業所技術者等」という。)が1件の工事現場を兼務することができます。

要件等については別紙4をご確認ください。

3 監理技術者等を兼務する場合の手続き

監理技術者等を兼務する場合の手続きについては、別紙5をご確認ください。

4 監理技術者等を兼務できる工事

監理技術者等を兼務できる工事は、国、愛知県及び愛知中部水道企業団管内市町（豊明市・日進市・みよし市・長久手市・東郷町）（以下「企業団管内」という。）の発注する公共工事とします。

ただし、国、愛知県の発注する工事は施工箇所が企業団管内に限るものとします。また、合算による諸経費の調整を行う工事は、同一現場とみなされるため、本適用を受けずとも監理技術者等を兼務できます。

5 留意事項

- （１）兼務配置とした工事において、次に掲げる場合、愛知中部水道企業団（以下「本企業団」という。）は、兼務配置の解除を命じることができます。この場合、請負者は専任できる別の監理技術者等を速やかに配置することとし、配置できない場合は、本企業団工事請負契約約款に準じて、契約を解除するものとします。

ア 作業事故、苦情等が発生し、その原因が施工管理体制の不備と本企業団が判断したとき。

イ 連絡員が定められていなかったとき（連絡員が作業員等に周知されていなかったときを含む。）。

ウ 特別の理由なく、作業が行われているいずれかの現場に配置していなかったとき。

- （２）適正な施工確保を阻害する恐れがあることから、原則工期の途中における監理技術者等の交代を認めていません。ただし、「監理技術者制度運用マニュアル（国土交通省）」に準拠し、監理技術者等の死亡、傷病、被災、出産、育児、介護又は退職等の特別な理由がある場合は、事前に本企業団と協議をした上で交代を認めます。この場合、交代する監理技術者等と同等以上の技術力を有する技術者の配置とします。

- （３）兼務の予定がない場合、双方の工事がともに専任を要しない工事である場合は、本取扱いの対象となりません。

- （４）本取扱いに記載のない事項については、「監理技術者制度運用マニュアル（国土交通省）」等を参考にして、適切に対応してください。

6 適用開始

令和 7 年 10 月 1 日以降に発注する工事請負契約に適用します。

連絡先：愛中部水道企業団 管財検査課
電話：0561-38-0149

主任技術者の兼務について

1 主任技術者の兼務要件

公共性のある工作物等に関する重要な工事のうち、密接な関連のある二以上の工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合は、同一の専任の主任技術者が2件の工事現場を兼務することができます。（令第27条第2項）

なお、同一の専任の主任技術者とは「専任を要する工事現場－専任を要する工事現場」及び「専任を要する工事現場－専任を要しない工事現場」の場合です。なお、この規定は、専任の監理技術者については適用されません。

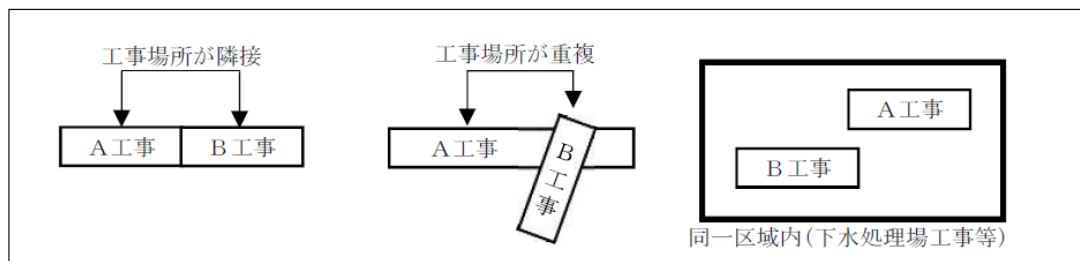
<「監理技術者制度運用マニュアル（国土交通省）」三（2）>

③ 例えば下水道工事と区間の重なる道路工事を同一あるいは別々の主体が発注する場合など、密接な関連のある二以上の工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合は、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができる（令第27条第2項）。これについては、当面の間、以下のとおり取り扱う。ただし、この規定は、専任の監理技術者については適用されない。

- 1) 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、令第27条第2項が適用される場合に該当する。なお、施工にあたり相互に調整を要する工事について、資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請で施工する場合等も含まれると判断して差し支えない。
- 2) 1) の場合において、一の主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は、原則2件程度とする。
- 3) 1) 及び2) の適用に当たっては、法第26条第3項が、公共性のある施設又は多数の者が利用する施設等に関する重要な工事について、より適正な施工を確保するという趣旨で設けられていることにかんがみ、個々の工事の難易度や工事現場相互の距離等の条件を踏まえて、各工事の適正な施工に遺漏なきよう発注者が適切に判断することが必要である。また、本運用により、土木工事以外の建築工事等においても活用が見込まれ、民間発注者による工事も含まれる。

上記マニュアルの当面の取扱いを以下のとおりとします。

- (1) 「密接な関連のある二以上の工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合は、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができる」の例



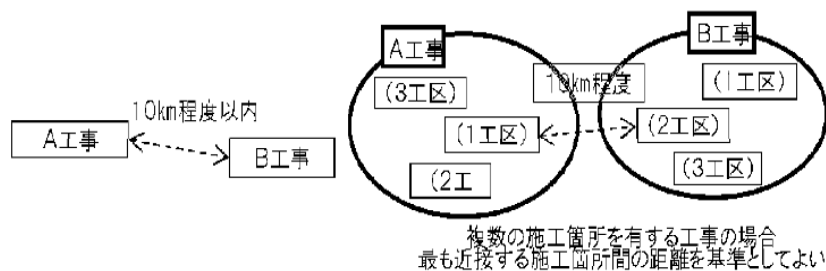
「工事の対象となる工作物に一体性又は連続性が認められる工事」の例

- ・連続する河川(本・支川)における同種・類似工事
 - ・国道、県道、市道における同種・類似工事
 - ・下水道の同種・類似工事
 - ・水道の配水管の移設、布設等の同種・類似工事
 - ・公園や区画整理の同一区域内の同種・類似工事
 - ・建築物の同一敷地内の同種・類似工事
- 等

「施工にあたり相互に調整を要する工事」の例

- ・工事間で土砂等を流用する工事
 - ・工事用道路を共用する工事
 - ・現道規制の調整を要する工事
 - ・2つの現場の資材を一括で調達し、相互に工程の調整を必要とする工事
 - ・相当の部分の工事を同一の下請業者で施工し、相互に工程調整を要する工事
- ※発注者、請負者の双方が調整する場合を含む。

なお、もう一つの要件である「工事現場の相互の間隔が10km程度」の判断は、工事現場間を直線で結んだ距離を基準に判断するものとする。(極端な迂回が生じる等、現場間の移動が容易でない場合には適用しないものとする。)



- (2) 上記当面の取扱いを適用する場合、同一の主任技術者が管理することができる工事の数は原則2件までとする。

2 適用対象外

以下の要件のいずれかに該当する場合は、主任技術者による兼務は認めません。

- (1) 配置技術者が監理技術者となる工事
- (2) 24時間体制での応急処理や緊急巡回等が必要な緊急工事
- (3) 発注者が兼務を認めない工事

3 落札決定後に必要な対応

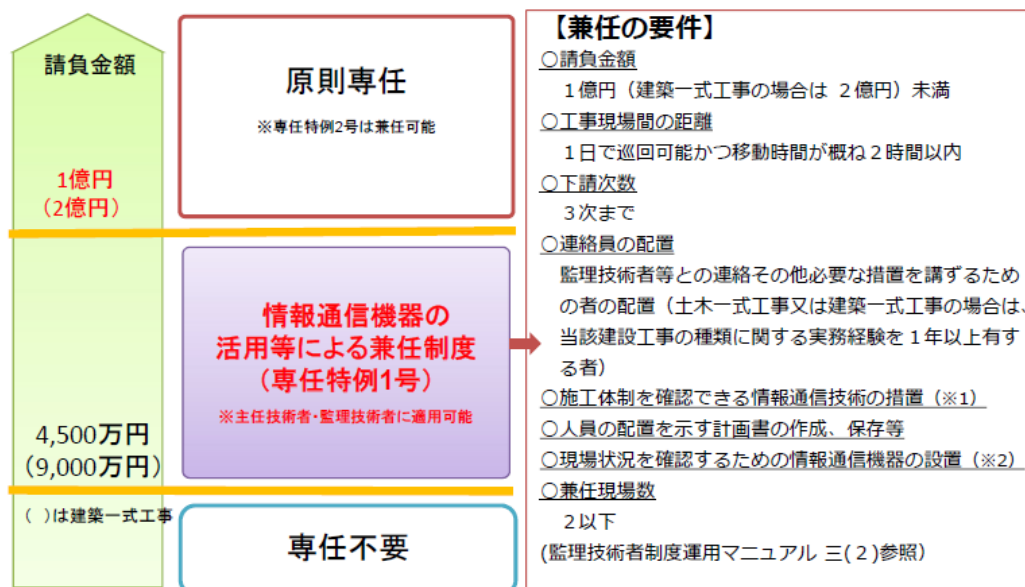
- (1) 兼務する場合、既工事については、原則として兼務期間の始期日より前に、兼務届を監督員に提出してください。

新たに契約した工事については、工事請負契約締結後5日以内に現場代理人等通知書に兼務届を添付し、監督員へ提出してください。

- (2) 同一の主任技術者が兼務している工事現場において、監理技術者の配置が必要となった場合、監理技術者は兼務できないため、主任技術者の兼務を解除し、主任技術者又は監理技術者を工事毎に専任で配置するようにしてください。

専任特例 1 号による兼務について

専任特例 1 号は、主任技術者又は監理技術者を専任で要する工事で兼務できます。専任特例 1 号による兼務の要件等は以下のとおりとなります。（法第 26 条第 3 項第 1 号、令第 28 条、「監理技術者制度運用マニュアル（国土交通省）」三（2）①参照）



「建設業法に基づく適正な施工の確保に向けて（中部地方整備局）」より引用

1 専任特例 1 号の兼務要件

以下の全ての要件に適合する場合、主任技術者又は監理技術者は 2 件 の工事現場を兼務することができます。

- (1) 各建設工事の請負代金の額が、1 億円未満（建築一式工事の場合は 2 億円未満）であること。なお、工事途中において、請負代金の額が 1 億円（建築一式工事の場合は 2 億円）以上となった場合には、それ以降は専任特例を活用できず、主任技術者又は監理技術者を工事毎に専任で配置しなければならない。
- (2) 建設工事の工事現場間の距離が、同一の主任技術者又は監理技術者がその一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ工事現場において災害、事故その他の事象が発生した場合において、当該工事現場と他の工事現場との間の移動時間がおおむね 2 時間以内であること。なお、移動時間は片道に要する時間であり、また、その判断は当該工事に関し通常の移動手段（自動車など）の利用を前提に、確実に実施できる手段により行うものとする。
- (3) 当該建設業者が注文者となった下請契約から数えて、下請次数が 3 を超えていないこと。なお、工事途中において、下請次数が 3 を超えた場合には、それ以降は専任特例は活用できず、主任技術者又は監理技術者を工事毎に専任で配置しなければならない。

- (4) 当該建設工事に置かれる主任技術者又は監理技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための者（以下「連絡員」という。）を当該建設工事に置いていること。なお、当該建設工事が土木一式工事又は建築一式工事の場合の連絡員は、当該建設工事と同業種の建設工事に関し1年以上の実務の経験を有する者を当該工事現場に置くこと。連絡員は、各工事に置く必要がある。なお、同一の連絡員が複数の建設工事の連絡員を兼務することは可能である。また1つの建設工事に複数の連絡員を配置することも可能である。
- (5) 当該工事現場の施工体制を主任技術者又は監理技術者が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。なお、情報通信技術については、現場作業員の入退場が遠隔から確認できるものとし、CCUS 又は CCUS と API 連携したシステムであることが望ましいが、その他のシステムであっても、遠隔から現場作業員の入退場が確認できるシステムであれば可能である。
- (6) 当該建設工事を請け負った建設業者は、国土交通省ウェブサイトから「人員の配置を示す計画書（参考様式）」をダウンロードして計画書を作成し、工事現場毎に備え置くこと。また、当該計画書は、建設業法施行規則（以下「規則」という。）第28条の帳簿の保存期間と同じ期間、当該建設工事の帳簿を保存している営業所で保存しなければならない。
- (7) 主任技術者又は監理技術者が、当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。
- (8) 兼務する建設工事の数は、2を超えないこと。なお、「専任特例1号を活用した工事現場」と「専任を要しない工事現場」を同一の主任技術者又は監理技術者が兼務することは可能であるが、専任を要しない工事現場についても（2）～（7）の要件を満たし、かつ全ての工事現場の数が2を超えてはならない。

2 適用対象外

以下のいずれかの要件に該当する場合は、専任特例1号による兼務を認めません。

- (1) 兼務しようとする工事が専任特例2号を活用する場合
- (2) 24時間体制での応急処理や緊急巡回等が必要な緊急工事
- (3) 発注者が兼務を認めない工事

3 落札決定後に必要な対応

- (1) 兼務する場合、各工事現場で専任特例1号の兼務要件1－(1)～(8)を全て満たす必要があり、専任で従事中の工事についても、兼務要件を確認するため、速やかに監督員へ連絡をしてください。
- 既工事については、原則として兼務期間の始期日より前に、兼務届を監督員へ提出してください。
- 新たに契約した工事については、工事請負契約締結後5日以内に現場代理人等通知書に兼務届を添付し、監督員へ提出してください。

(2) 人員の配置の計画書の作成・保管

落札決定されたら速やかに、国土交通省のウェブサイト（[監理技術者等の専任義務の合理化・営業所技術者等の職務の特例 - 国土交通省](#)）より「人員の配置を示す計画書（参考様式）（規則 17 条の 2 号第 1 項第 5 号、17 条の 5 号第 1 項第 5 号関係）」をダウンロードし、①既工事及び②新たに契約した工事の 2 件について同計画書を作成し、保管してください。

なお、人員の配置の計画書は監督員から求められた際は、提示してください。

(3) 監督員が施工段階において、専任特例 1 号の兼務要件 1－(1)～(7)の要件に適合しているか確認します。

なお、工事途中において建設工事の請負代金の額が 1 億円以上（建築一式工事の場合は 2 億円以上）になった場合は、専任特例 1 号による兼務を解除し、主任技術者又は監理技術者を工事毎に専任で配置するようにしてください。

専任特例 1 号による兼務に関する Q&A

【連絡員の配置について】

Q 1 同一の連絡員が複数の建設工事の連絡員を兼務することはできますか？

A 1 連絡員は、例えば工程会議や品質検査等が 2 件の工事現場で同時期に行われる場合に、主任技術者又は監理技術者が遠隔から指示等するにあたって、工事現場側にて適切に伝達する等、円滑な施工管理の補助を行う（事故等対応含む）ことを想定しています。

上記の役割を果たせる限りにおいて、同一の連絡員が複数の建設工事の連絡員を兼務することは可能です。

Q 2 連絡員に専任義務や常駐義務はありますか？

A 2 役割を果たせる場合において、連絡員に当該建設工事への専任や常駐は求めません。

Q 3 連絡員は直接的かつ恒常的な雇用関係が必要ですか？

A 3 連絡員の直接的かつ恒常的な雇用関係は必要ありません。ただし、連絡員は、当該請負会社が配置するものであり、施工管理の最終的な責任は請負会社が負うことに留意してください。

なお、連絡員を現場代理人として配置する場合は、直接的な雇用関係が必要となります。

Q 4 連絡員は他の工事の現場代理人と兼務することはできますか？

A 4 連絡員には専任義務や常駐義務がありませんが、現場代理人には常駐義務があります。そのため、他の工事の現場代理人として常駐している者を別工事の連絡員として配置することはできません。

【情報通信技術の活用について】

Q 5 人員の配置を示す計画書は紙ではなく電子ファイルでの保存でよいのでしょうか？

A 5 計画書の作成・保存は電子ファイル（電磁的方法）によることが可能です。

Q 6 要件の「当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器」とは具体的にどのような機器を想定していますか？

A 6 情報通信機器については、遠隔の現場との必要な情報のやりとりを確実に実施できるものであれば問題ありません。
そのため、一般的なスマートフォンやタブレット端末、WEB 会議システムでも差し支えありません。
また、通信環境については、山間部等における工事現場において、遠隔からの確実な情報のやりとりができない場合はこの要件に該当しません。

【技術者の兼務について】

Q 7 同一の監理技術者又は主任技術者が、専任特例 1 号を活用した工事現場と専任特例 2 号を活用した工事現場を兼務することはできますか？

A 7 専任特例 1 号と専任特例 2 号をいずれも適用して兼務することはできません。

人員の配置を示す計画書(記載例)

年 月 日

省令^{※1}17条の2又は17条の5に基づく人員の配置を示す計画書

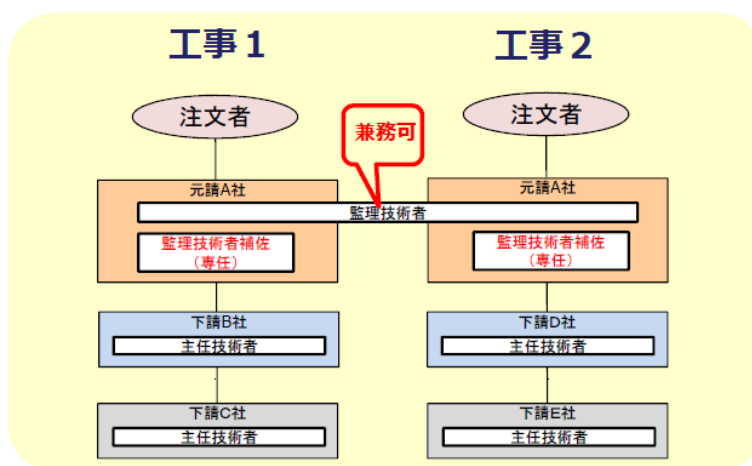
対象期間	令和 7 年 7 月 1 日 ~ 令和 7 年 12 月 25 日						
建設業者	名称 (イ ^{※2})	〇〇建設株式会社					
	所在地 (イ)	愛知県〇〇市●●町××					
主任技術者 又は監理技 術者 (営業所技 術者又は特定営 業所技術者)	氏名 (ロ)	中部 太郎					
	所属営業所名 (ロ)	営業所技術者又は特定営業所技術者の場合のみ記載する		※17条の5の場合のみ記載			
	一日平均の 法定外労働時間 (ハ)	見込み時間	1時間00分	実績時間	1時間10分		
建設工事 1	工事名称 (ニ(1))	〇〇配水管布設替工事					
	工事現場所在地 (ニ(1))	〇〇市●●地内					
	契約締結営業所 (ニ(1))	名称	営業所技術者又は特定営業所技術者の場合のみ記載する		※17条の5の場合のみ記載		
		所在地			※上記所属営業所と同じである必要		
	建設工事の内容 (ニ(2))	土木一式工事		※法別表第1上段のどれか			
	請負代金の額 (ニ(3))	55,000,000円		※1億円未満 (建築一式工事の場合 は2億円未満) である必要			
	移動時間 (ニ(4))	60分		※1日で巡回可能かつ概ね2時間以内である必要			
	下請次数 (ニ(5))	1		※3次以内である必要			
	工事現場の施工体制の 確認方法 (ニ(7))	CCUS又はCCUSとAPI連携したシステム又はその他システム (スマートフォン及びウェアラブルカメラによる等)					
	情報通信機器 (ニ(8))	スマートフォン、平地部のためモバイル通信が利用可能					
	連絡員 (ニ(6))	氏名	中部 次郎				
		所属会社	株式会社〇〇建設				
		実務の経験	工事名称	期間			
			市道〇〇線道路改良工事	R5	年	6月	~ R6 年 3月
			●●配水管布設工事	R6	年	5月	~ R7 年 3月
		合計	1	年	9カ	月	
建設工事 2	工事名称 (ニ(1))	〇〇線道路改良工事					
	所在地 (ニ(1))	愛知県〇〇市〇〇地内					
	建設工事の内容 (ニ(2))	土木一式工事		※法別表第1上段のどれか			
	請負代金の額 (ニ(3))	88,000,000		※1億円未満 (建築一式工事の場合 は2億円未満) である必要			
	移動時間 (ニ(4))	60分		※1日で巡回可能かつ概ね2時間以内である必要			
	下請次数 (ニ(5))	2		※3次以内である必要			
	工事現場の施工体制の 確認方法 (ニ(7))	現場に設置したウェブカメラ及びウェアラブルカメラによる					
	情報通信機器 (ニ(8))	タブレットPC、衛生電波通信により通信環境を確保する					
	連絡員 (ニ(6))	氏名	中部 三郎				
		所属会社	〇〇土木株式会社				
		実務の経験	工事名称	期間			
			市道△△線道路改良工事	R4	年	10月	~ R5 年 12月
			市道●●線維持修繕工事	R6	年	4月	~ R7 年 3月
			合計	2	年	2カ	月

※1：建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）
※2：省令（17条の2第1項第5号又は省令17条の5第1項第5号）の該当する号等、他同じ

以上

専任特例 2 号による兼務について

専任特例 2 号による監理技術者（旧「特例監理技術者」）は、監理技術者補佐を、当該工事現場毎に専任で置く場合には監理技術者の兼務が認められます。なお、法第 26 条第 3 項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者及び監理技術者補佐について、要件等は以下のとおりとなります。（法第 26 条第 3 項第 2 号、令第 28 条、「監理技術者制度運用マニュアル（国土交通省）」三（2）②参照）



「建設業法に基づく適正な施工の確保に向けて（中部地方整備局）」より引用

1 専任特例 2 号の兼務要件

以下の全ての要件に適合する場合、監理技術者は 2 件の工事現場を兼務することができます。

- (1) 法第 26 条第 3 項第 2 号による 監理技術者補佐を専任で配置すること。
- (2) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有するものであること。なお、監理技術者補佐の法第 27 条の規定に基づく技術検定種目は、監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
- (3) 監理技術者補佐は請負者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- (4) 同一の監理技術者を配置できる工事の件数は本工事を含め同時に 2 件までとし、2 件の請負代金額の総額は原則 4 億円未満*とすること。（※当初請負代金額の総額であって、最終請負代金額はこの限りでない。）
- (5) 兼務できる工事は、国、愛知県及び企業団管内の発注する公共工事とすること。ただし、国、愛知県の発注する工事は施工箇所が企業団管内に限る。
- (6) 監理技術者は、施工における主要な会議への参加、工事現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。

(7) 監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡がとれる体制であること。

(8) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

2 適用対象外

以下のいずれかの要件に該当する場合は、専任特例2号による兼務を認めません。

(1) 兼務しようとする工事が専任特例1号を活用する場合

(2) 24時間体制での応急処理や緊急巡回等が必要な緊急工事

(3) 発注者が兼務を認めない工事

3 落札決定後に必要な対応

(1) 兼務する場合、各工事現場で要件1-(1)~(8)を全て満たす必要があり、専任で従事中の工事についても、兼務要件を確認する必要があるため、速やかに監督員へ連絡をしてください。

既工事については、原則として兼務期間の始期日より前に、兼務届を監督員へ提出してください。

新たに契約した工事については、工事請負契約締結後5日以内に現場代理人等通知書に兼務届を添付し、監督員へ提出してください。

(2) 専任特例2号の兼務要件1-(6)~(8)について各工種における業務分担、連絡体制等を記載した施工計画書を監督員へ提出してください。

(3) 監督員が、施工段階において業務分担、連絡体制等が施工計画書通り実施しているかを確認します。

専任特例 2 号による兼務に関する Q&A

【専任特例 2 号による監理技術者について】

Q 1 専任特例 2 号による監理技術者はどのような技術者を指しますか？

A 1 改正法により、監理技術者補佐を工事現場に専任で配置した場合に、監理技術者は 2 件の現場まで兼務することが可能となりました。この場合の監理技術者が専任特例 2 号による監理技術者となります。

Q 2 専任特例 2 号による監理技術者は同一工事の現場代理人を兼務できますか？

A 2 専任特例 2 号による監理技術者として他の工事を兼務する場合は、従事中の工事及び新たに従事する工事の現場代理人としての常駐義務を果たせなくなるため、いずれの工事においても、現場代理人として別の者を配置する必要があります。

なお、当該監理技術者が他の工事の監理技術者として兼務していない状況ならば、現場代理人としての常駐義務を果たせるため現場代理人との兼務は可能です。

Q 3 専任特例 2 号は主任技術者も対象となるのでしょうか？

A 3 専任特例 2 号は監理技術者に関する特例であり、主任技術者は対象となりません。

Q 4 専任特例 1 号を活用した工事現場と専任特例 2 号を活用した工事現場は兼務できますか？

A 4 同一の監理技術者が、専任特例 1 号を活用した工事現場と専任特例 2 号を活用した工事現場を兼務することはできません。

【監理技術者補佐について】

Q 5 監理技術者補佐の資格要件を教えてください。

A 5 監理技術者補佐とは、監理技術者の職務を補佐する者として工事現場に専任で置かれる技術者で、主任技術者の資格を有する者（法第 7 条第 2 号位イ、ロ又はハに該当する者）のうち一級の技術検定の第一次検定に合格した者（一級施工管理技師補）又は一級施工管理技士等の国家資格者又は学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であることが必要となります。

なお、監理技術者補佐として認められる業種は、主任技術者の資格を有する業種に限られます。

Q 6 現場代理人は同一工事の監理技術者補佐を兼務することができますか？

A 6 同一工事であれば、現場代理人と監理技術者補佐は兼務することができます。

【監理技術者又は監理技術者補佐の変更について】

Q 7 施工中の工事の監理技術者を専任特例 2 号による監理技術者へ変更する場合、技術者の途中変更にあたりますか？

A 7 監理技術者を専任特例 2 号による監理技術者に変更する場合は、同一の監理技術者であれば途中変更にはあたりません。

ただし、専任特例 2 号に変更することにより、監理技術者補佐を追加で配置する必要があるため、本企業団発注工事の監理技術者を専任特例 2 号による監理技術者に変更する場合は、「現場代理人等通知書」及び「監理技術者兼務届」を監督員へ提出してください。

また、専任特例 2 号により兼務する工事については、その工事の各発注機関が兼務を認める場合に限りまので、施工中でも必ず事前に各発注機関からの了承を得てください。なお、兼務できる工事は、国、愛知県及び企業団管内の発注する公共工事で工事箇所が企業団管内に限りま。

Q 8 施工中の工事の監理技術者又は監理技術者補佐を途中変更する場合、どのような手続きが必要ですか？

A 8 監理技術者又は監理技術者補佐の途中変更は、「監理技術者制度運用マニュアル（国土交通省）」に準拠し、死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等の特別な理由がある場合以外の理由では認めていません。

上記の理由によりやむなく変更を求める場合、まずは監督員と協議を行い了承を得てから、「現場代理人等変更通知書」を監督員へ提出してください。

なお、変更後の監理技術者又は監理技術者補佐については、配置要件を満たし、かつ配置していた技術者と同等以上の者を配置しなければなりません。また、現場代理人と監理技術者補佐が同一の場合は、現場代理人の変更も合わせて行ってください。

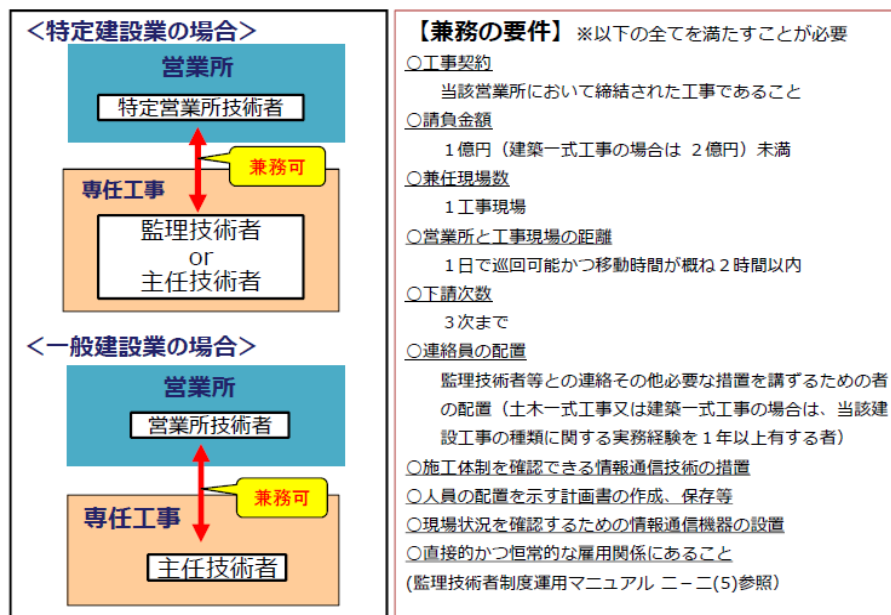
Q 9 施工中の工事について、監理技術者補佐が監理技術者の資格を取得したため、当該工事の監理技術者に変更することはできますか？

A 9 監理技術者補佐の途中変更は、「監理技術者制度運用マニュアル（国土交通省）」に準拠し、死亡、傷病、被災、出産、育児、介護又は退職等の特別な理由がある場合以外の理由では認めていません。

そのため、監理技術者補佐が工事途中で資格を取得しても監理技術者補佐から監理技術者への途中変更は認められません。

営業所技術者等の兼務について

営業所技術者等は請負契約の締結にあたり技術的なサポート（工法の検討、注文者への技術的な説明、見積等）を行うことが職務であるため、所属営業所に常勤してその職務に従事することが求められていますが、法令の改正により、「営業所技術者」は「主任技術者」の職務を、「特定営業所技術者」は「主任技術者又は監理技術者」の職務を兼ねることができ、工事現場への配置技術者として兼務することができます。要件等は以下のとおりとなります。（法第 26 条の 5、「監理技術者制度運用マニュアル（国土交通省）」二・二（5）参照）



「建設業法に基づく適正な施工の確保に向けて（中部地方整備局）」より引用

1 営業所技術者等の兼務要件

以下の全ての要件に適合する場合、営業所技術者等と 1 件の専任を要する工事現場を兼務することができます。

- （1）営業所技術者等が置かれている営業所において請負契約が締結された建設工事であること。
- （2）兼ねる工事現場の数が 1 以下であること。
- （3）専任特例 1 号の兼務要件 1－（1）～（7）を満たしていること。なお、専任特例 1 号の兼務要件 1－（2）について、「建設工事の工事現場間」とあるのは、「営業所と工事現場間」、「当該工事現場と他の工事現場」とあるのは、「当該工事現場と営業所」と読み替える。
- （4）営業所技術者等が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

2 適用対象外

以下のいずれかの要件に該当する場合は、営業所技術者等による兼務を認めません。

(1) 24 時間体制での応急処理や緊急巡回等が必要な緊急工事

(2) 発注者が兼務を認めない工事

3 落札決定後に必要な対応

(1) 兼務する場合、営業所技術者等の兼務要件 1-(1)～(4) を全て満たす必要があります。

契約した工事については、工事請負契約締結後 5 日以内に現場代理人等通知書に兼務届を添付し、監督員へ提出してください。

(2) 人員の配置の計画書の作成・保管

落札決定されたら速やかに、国土交通省のウェブサイト ([監理技術者等の専任義務の合理化・営業所技術者等の職務の特例 - 国土交通省](#)) より「人員の配置を示す計画書 (参考様式) 規則 17 条の 2 号第 1 項第 5 号、17 条の 5 号第 1 項第 5 号関係」をダウンロードし、落札決定された工事について同計画書を作成し、保管してください。

なお、人員の配置の計画書は監督員から求められた際は、提示してください。

(3) 監督員が施工段階において、営業所技術者等の兼務要件 1-(3) の要件に適合しているか確認します。

なお、工事途中において建設工事の請負代金の額が 1 億円以上 (建築一式工事の場合は 2 億円以上) になった場合は、営業所技術者等の兼務を解除し、主任技術者又は監理技術者を専任で配置するようにしてください。

監理技術者等を兼務する場合の手続き

監理技術者等の兼務を希望する場合、以下の手続きをしてください。

- (1) 本企業団が発注する工事において、監理技術者等が専任を要する工事で兼務を認めない工事については、入札公告にその旨の記載をします。記載がない場合は原則兼務可能です。ただし、各発注機関の工事と兼務できるのは、その各発注機関が兼務を認める場合に限りますので、事前に各発注機関から了承を得てください。
- (2) 兼務を希望する場合、当該工事の入札参加申込の際に添付する「様式第3号-1 入札参加申込書」において兼務予定「有」にチェックをしてください。
- (3) 落札候補者となった場合、速やかに事後審査書類と兼務の方法に応じた兼務届を作成し、管財検査課に提出してください。

NO	兼務の方法	兼務届
1	主任技術者の兼務	主任技術者兼務届 (様式第11-1-2)
2	主任技術者又は監理技術者の兼務 (専任特例1号)	主任技術者等兼務届 (様式第11-1-3)
3	監理技術者の兼務(監理技術者補佐を配置) (専任特例2号)	監理技術者兼務届 (様式第11-1-4)
4	営業所技術者等と主任技術者又は監理技術者の兼務	営業所技術者等兼務届 (様式第11-1-5)

【愛知中部水道企業団ホームページの兼務届(様式)掲載場所】
事業者の皆さまへ/入札・契約に関する様式/工事請負関係様式

- (4) 提出された事後審査書類と兼務届の審査を行い、兼務の可否を管財検査課から連絡します。
兼務が認められなかった場合、速やかに別の技術者を選定し、配置予定技術者調書を提出し直してください。
- (5) 落札決定後の発注部署への兼務届の提出については、各兼務に係る取扱いの「落札決定後に必要な対応」をご確認ください。